



MAKE  
TOYAMA  
STYLE  
BEYOND CORONA, WITH US

# 外国人材日本語習得サポート事業費 補助金制度のご案内

富山県では、企業と外国人材間の言葉の壁の解消を目的とし、外国人材に対する日本語習得のための日本語研修について助成しています。この機会に、ぜひご活用ください。

## 1. 事業内容

外国人材への日本語研修等を実施する、登録支援機関や技能実習生の監理団体、外国人材を雇用する県内企業に対する補助金

※日本語研修等については、社会人として必要な日本語研修のほか、キャリア形成のための研修も含むものとしますが、日本語研修は必須といたします。

## 2. 制度概要

### 対象者

県内で外国人材を雇用する企業、外国人技能実習生の受け入れ監理団体、又は登録支援機関等のうち現に費用を負担したものの

### 補助条件

- ・全課程の研修時間が20時間以上確保されていること
- ・外国人材の語学レベルやキャリア形成に合わせた課程が提供されていること
- ・監理団体又は登録支援機関が実施する場合は、その費用の全部または一部について企業から負担を求める研修等ではないこと
- ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項7号に定める入国後講習ではないこと

### 対象経費

補助事業に要する経費のうち、会場費、講師謝金、講師旅費、委託料、受講料、テキスト代、交通費、通信料、印刷費、消耗品費等

### 補助率

補助対象経費の **1 / 2 以内**

### 補助上限額

**15万円 / 1企業**

### 対象期間

補助金交付決定の日から令和4年2月28日まで  
(交付決定前に実施した研修は補助の対象外となります。)

郵送により、下記申請先まで申請書をご提出ください。

※交付額が**予算額に達し次第受付を終了**します。

申請書の様式や交付要綱等、詳細は富山県のホームページに掲載しています。

富山県 外国人材日本語習得サポート事業費補助金

検索



〈申請先・お問合せ先〉

〒930-8501

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県商工労働部労働政策課 雇用推進班  
外国人材日本語習得サポート事業 担当

TEL 076-444-4558

電話受付時間 平日 9:00-17:00

MAIL arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp